

# 法学

|              |                    |        |          |
|--------------|--------------------|--------|----------|
| 責任者・コーディネーター | 人間科学科法学分野 廣瀬 清英 講師 |        |          |
| 担当講座・学科(分野)  | 人間科学科法学分野          |        |          |
| 対象学年         | 1                  | 区分・時間数 | 講義 21 時間 |
| 期 間          | 後期                 |        |          |
| 単 位 数        | 1 単位               |        |          |

## ・学習方針（講義概要等）

法律に関する事項はテレビなどのメディアで日々取り上げられているが、それらの多くは表面的なものであるだけでなく、正確に伝えられていないことも多い。そのため、ほとんどの人が法律を意識することなく日々の生活を過ごしている。

しかし、法治国家である我々の社会は法律の枠組みの中にあり（現在わが国では約 1,800 の法律が施行されている）、この社会で生活していく以上、私たちの人生において法律はさまざまな場面で関わっており、法律を知らないからといって、法律と関わらないでいることはできず、法律を知らない人にも否応なく平等に法律は適用される。

法律とは人間の社会生活が円滑に行われるためのルールであり、法律によって、社会の秩序が保たれ、その健全な発展が担保されているが、科学技術が急速に進化しグローバル化が急激に進行する現代において、社会における紛争を解決し、社会を健全に発展させていくために法律の果たす役割はますます重要となっている。

本講義では教養として、そして社会を生活していく上で必要な法律の役割や機能を理解し、それらについて具体的な事例を通じて考察を行い、本来あるべき法の姿を探ることで、法的なものの考え方の体得を目指すとともに、法的三段論法を用いて文章で表現する力を身につけることを目指す。

## ・教育成果（アウトカム）

本講義では、現行法についてだけでなく、学問としての法学、法の発展といった教養として必要な法律に関する基礎知識を修得することで、「法的なもの見方（リーガルマインド）」と「法を知り使いこなす力（リーガルリテラシー）」を身につけられる。

リーガルマインドとリーガルリテラシーにより、法的三段論法を用いて、日常生活の具体的な事例について文章で表現ができるようになる。

（ディプロマ・ポリシー：1,3）

## ・到達目標（SBO）

法的三段論法（主に 1 回目）

1. 法的三段論法について理解し、活用することができる。

2. リーガルマインドとリーガルリテラシーにより、法的三段論法を用いて具体的な事例について文章で表現できる。

リーガルマインド（主に 1 回目）

1. 法の全体像を把握し、実定法のルール及び概念について、その意味を理解し、具体例及び定義を説明できる。

2. 法の基礎にある原理を理解し、広い視野から法を分析的に見ることができる。

- 3.法の体系と社会の関係について考察し、基本的な法的思考法を身につけ、活用することができる。  
リーガルリテラシー（2～14回目）
- 1.社会と人間（憲法を中心とする公法）の関係を説明できる。（2・3回目）（34）
  - 2.社会のなかの人間（民法を中心とする私法）を説明できる。（4・5回目）
  - 3.社会で遵守すべきこと（刑法を中心とする刑事法）を説明できる。（6～9・11回目）  
（34,35,36,37）
  - 4.社会のなかの法の役割（裁判員制度や労働法などの社会法）を説明できる。（10・12・13回目）
  - 5.法政策について、法的知識を活用することで、紛争の予防及び生活や社会の発展のためのプランを立案し、説明できる。（14回目）

・ 講義日程

（矢）西 105 1-E 講義室

【講義】

| 月日   | 曜日 | 時限 | 講座・分野 | 担当教員     | 講義内容/到達目標   |
|------|----|----|-------|----------|---|
| 9/1  | 水  | 4  | 法学分野  | 廣瀬 清英 講師 | 法律とは何か<br>社会と法の関係<br>1.法的三段論法について説明できる。<br>2.リーガルマインドとリーガルリテラシーにより、法的三段論法を用いて具体的な事例について文章で表現できる。<br>3.法の全体像を把握し、実定法のルール及び概念について、その意味を理解し、具体例及び定義を説明できる。<br>4.法の基礎にある原理を理解し、広い視野から法を分析的に見ることができる。<br>5.法の体系と社会の関係について考察し、基本的な法的思考ができる。 |
| 9/8  | 水  | 4  | 法学分野  | 廣瀬 清英 講師 | 憲法とは何か(1)<br>基本的人権<br>1.法の全体像を把握し、実定法のルール及び概念について、その意味を理解し、具体例及び定義を説明できる。<br>2.法の基礎にある原理を理解し、広い視野から法を分析的に見ることができる。<br>3.社会と人間（憲法を中心とする公法）の関係を説明できる。   |
| 9/15 | 水  | 4  | 法学分野  | 廣瀬 清英 講師 | 憲法とは何か(2)<br>統治と第9条<br>1.法の全体像を把握し、実定法のルール及び概念について、その意味を理解し、具体例及び定義を説明できる。<br>2.法の基礎にある原理を理解し、広い視野から法を分析的に見ることができる。<br>3.社会と人間（憲法を中心とする公法）の関係を説明できる。  |

|       |   |   |      |          |   |
|-------|---|---|------|----------|---|
| 9/22  | 水 | 4 | 法学分野 | 廣瀬 清英 講師 | 民法とは何か(1)<br>契約<br>1.法の全体像を把握し、実定法のルール及び概念について、その意味を理解し、具体例及び定義を説明できる。<br>2.法の基礎にある原理を理解し、広い視野から法を分析的に見ることができる。<br>3.社会のなかの人間（民法を中心とする私法）を説明できる。          |
| 9/29  | 水 | 4 | 法学分野 | 廣瀬 清英 講師 | 民法とは何か(2)<br>公序良俗／家族法<br>1.法の全体像を把握し、実定法のルール及び概念について、その意味を理解し、具体例及び定義を説明できる。<br>2.法の基礎にある原理を理解し、広い視野から法を分析的に見ることができる。<br>3.社会のなかの人間（民法を中心とする私法）を説明できる。    |
| 10/20 | 水 | 4 | 法学分野 | 廣瀬 清英 講師 | 刑法とは何か(1)<br>罪刑法定主義<br>1.法の全体像を把握し、実定法のルール及び概念について、その意味を理解し、具体例及び定義を説明できる。<br>2.法の基礎にある原理を理解し、広い視野から法を分析的に見ることができる。<br>3.社会で遵守すべきこと（刑法を中心とする刑事法）を説明できる。   |
| 10/27 | 水 | 4 | 法学分野 | 廣瀬 清英 講師 | 刑法とは何か(2)<br>個人的法益<br>1.法の全体像を把握し、実定法のルール及び概念について、その意味を理解し、具体例及び定義を説明できる。<br>2.法の基礎にある原理を理解し、広い視野から法を分析的に見ることができる。<br>3.社会で遵守すべきこと（刑法を中心とする刑事法）を説明できる。    |
| 11/5  | 金 | 2 | 法学分野 | 廣瀬 清英 講師 | 刑法とは何か(3)<br>生命と自己決定権<br>1.法の全体像を把握し、実定法のルール及び概念について、その意味を理解し、具体例及び定義を説明できる。<br>2.法の基礎にある原理を理解し、広い視野から法を分析的に見ることができる。<br>3.社会で遵守すべきこと（刑法を中心とする刑事法）を説明できる。 |

|       |   |   |      |          |   |
|-------|---|---|------|----------|---|
| 11/10 | 水 | 3 | 法学分野 | 廣瀬 清英 講師 | <p>裁判とは何か(1)<br/>刑事訴訟法</p> <p>1.法の全体像を把握し、実定法のルール及び概念について、その意味を理解し、具体例及び定義を説明できる。</p> <p>2.法の基礎にある原理を理解し、広い視野から法を分析的に見ることができる。</p> <p>3.社会で遵守すべきこと（刑事訴訟法を中心とする刑事法）を説明できる。</p> |
| 11/17 | 水 | 4 | 法学分野 | 廣瀬 清英 講師 | <p>裁判とは何か(2)<br/>裁判員制度</p> <p>1.法の全体像を把握し、実定法のルール及び概念について、その意味を理解し、具体例及び定義を説明できる。</p> <p>2.法の基礎にある原理を理解し、広い視野から法を分析的に見ることができる。</p> <p>3.社会のなかの法の役割（裁判員制度）を説明できる。</p>          |
| 11/24 | 水 | 4 | 法学分野 | 廣瀬 清英 講師 | <p>行政法とは何か<br/>行政／道路交通法</p> <p>1.法の全体像を把握し、実定法のルール及び概念について、その意味を理解し、具体例及び定義を説明できる。</p> <p>2.法の基礎にある原理を理解し、広い視野から法を分析的に見ることができる。</p> <p>3.社会で遵守すべきこと（道路交通法や行政法）を説明できる。</p>     |
| 12/1  | 水 | 4 | 法学分野 | 廣瀬 清英 講師 | <p>社会法とは何か(1)<br/>労働法</p> <p>1.法の全体像を把握し、実定法のルール及び概念について、その意味を理解し、具体例及び定義を説明できる。</p> <p>2.法の基礎にある原理を理解し、広い視野から法を分析的に見ることができる。</p> <p>3.社会のなかの法の役割（労働法）を説明できる。</p>             |
| 12/8  | 水 | 4 | 法学分野 | 廣瀬 清英 講師 | <p>社会法とは何か(2)<br/>環境法</p> <p>1.法の全体像を把握し、実定法のルール及び概念について、その意味を理解し、具体例及び定義を説明できる。</p> <p>2.法の基礎にある原理を理解し、広い視野から法を分析的に見ることができる。</p> <p>3.社会のなかの法の役割（環境法）を説明できる。</p>             |

|       |   |   |      |          |  |
|-------|---|---|------|----------|--|
| 12/15 | 水 | 4 | 法学分野 | 廣瀬 清英 講師 | 法政策<br>科学技術と法<br>1.法の体系と社会の関係について考察し、基本的な法的思考ができる。<br>2.法政策について、法的知識を活用することで、紛争の予防及び生活や社会の発展のためのプランを立案し、説明できる。 |
|-------|---|---|------|----------|--|

・教科書・参考書等（教：教科書 参：参考書 推：推薦図書）

|   | 書籍名           | 著者名   | 発行所     | 発行年  |
|---|---------------|-------|---------|------|
| 教 | 法学六法'21       | 石川明、他 | 信山社     | 2020 |
| 参 | 日本一やさしい法律の教科書 | 品川皓亮  | 日本実業出版社 | 2011 |

・成績評価方法

|  |
|--|
| <p>1. 評価は毎回の課題「レスポンスシート」(21%)と WebClass 上の「事前学修教材」(21%)と「3種類の小テスト」(58%)によって行う。<br/>2. 講義内で実施する Web 演習教材 Kahoot!は成績評価に含めない。</p> |
|--|

・特記事項・その他

|   |
|---|
| <p>1.WebClass による事前学修及び事後学修をそれぞれ 30 分程度行う必要がある。<br/>2.毎回の課題「レスポンスシート」を今年度は WebClass 上で実施する。<br/>3.WebClass 上の3種類の小テストは、自動で採点が行われる。<br/>4.毎回の課題と WebClass 上の小テストの詳細な評価については成績評価基準を配布する。<br/>5.課題等の解説は WebClass 上と講義で行う。<br/>6.講義内で実施した Kahoot!の結果については WebClass 上で公表する。<br/>7.講義には Web 演習教材 Kahoot!を実施するため PC またはスマートフォンを持参すること。<br/>8.ブラウザのブックマークに <a href="https://kahoot.it">https://kahoot.it</a> を入れておくか、スマートフォンの場合、それぞれのアプリストアから Kahoot!をダウンロードしておくこと。</p> |
|---|

・授業に使用する機器・器具と使用目的

| 使用区分 | 機器・器具の名称 | 台数 | 使用目的                     |
|------|----------|----|--------------------------|
| 講義   | ノート型パソコン | 2  | 講義資料の作成、提示<br>Web 演習教材投影 |